

春闘 NOW (交渉編)



第22号
2020年
3月5日(木)

本日のトピックス

賃金改善の必要性を強く主張！ 最大限の交渉を積み上げる！！

本部は、正社員に係わる経済関連要求とともに、月給制・時給制契約社員の賃金引上げと、正社員と月給制契約社員に係る日本郵政グループにおける最低賃金の設定について強く求めている。

労働力確保の困難性が高まる中で、
①労働力を安定的に確保していくには処遇全体を改善する必要があり、特に、人材の確保には賃金改善が必要であること、②月給制・時給制契約社員の存在なくして日本郵政グループの業務運行は成り立たないこと、③消費税増税による生活への影響が大きいこと、④将来を見据えた安定的な生活を確保するためにはフルタイムで働く者の年収は少なくとも300万円必要であること——等、賃金改善の必要性を強く訴えている。



会社は、JP労組の主張に対し「アソシエイト社員・期間雇用社員の処遇について、これまでの春闘においても、順次、賃金改善等を行ってきており、18-19春闘では『同一労働同一賃金ガイドライン』に沿った改善も行った。現下の経営状況を踏まえると、さらなる改善は厳しい」との主張を繰り返している。

会社は、JP労組の主張に対し「アソシエイト社員・期間雇用社員の処遇について、これまでの春闘においても、順次、賃金改善等を行ってきており、18-19春闘では『同一労働同一賃金ガイドライン』に沿った改善も行った。現下の経営状況を踏まえると、さらなる改善は厳しい」との主張を繰り返している。

本部は、日本郵政グループの持続性を確保していくためには、人件費をコストとして認識してはならず、社員区分に係わらず、日本郵政グループで働く一人ひとりを貴重で大切な人材として捉えなければならない。春闘要求に対する回答は、日本郵政グループで働く社員一人ひとりに対する経営からの大きなメッセージともなる。そうした観点から、再度真摯に検討した上で、前向きな回答を示すよう強く訴えている。

春闘情報はJP労組HP組合員専用サイトから⇒



メールマガジンも 登録しよう！

(担当：福島)